

「スペクトル管理に関する事業者間協議における合意事項」の考え方

ソフトバンク BB 株式会社

イーアクセス殿から寄書「“スペクトル管理に関する事業者間協議における合意事項”の基本的考え方」やメールによって事業者間合意の内容や取り扱いに関する意見が提示されているが、一部弊社の解釈と異なる部分があるため以下に説明する。

## 1. 事業者間合意事項の位置付け

### 【イーアクセス殿の考え方】

“スペクトル管理に関する事業者間協議における合意事項”（以下、「合意事項」という）は、一部総務省「DSL スペクトル管理の基本的要件」にも記載されているが、その内容を含めて、スペクトル管理 SWG にて全メンバーの合意を前提とした上で、スペクトル管理標準として文書化される必要がある。

ただし、弊社としては、合意事項に至った経緯及び合意理由について尊重していく所存であるが、スペクトル管理 SWG における検討の中で、技術的または論理的に矛盾が解消できない項目が発生した際には、合意事項の結論にはこだわらない。

なお、合意事項の文書化にあわせて、NTT 東西の接続約款に規定される必要がある。

### 【弊社の考え方】

事業者間合意事項は、昨夏の TTC 会合から始まり 10 回に及んだ DSL 作業班の議論を通して、技術的、論理的には解消できなかった矛盾点について、総務省殿立会いの下に政策的に歩み寄った結果である。その結果について再び TTC において議論を蒸し返し、技術的または論理的矛盾が解消するまで合議制の議論をしても上記のプロセスの繰り返しになるだけであり、これ以上の時間的損失は我が国の DSL 業界の発展にとって大きなマイナスである。

また、合意事項の全てを NTT 接続約款に規定した場合には軽微な変更とならず、審議会の会合を通す必要が生じる。

## 2 . Annex.C(FBM)のクラス分け

### 【イーアクセス殿の考え方】

新方式のスペクトル適合性を検証するうえでの非干渉側は、TCM-ISDN 及び FDM-ADSL とする。

ただし、これは、Annex.C(FBM)をクラス A からクラス B にクラス変更すること、また、Annex.H については、保護基準値を算出する際には考慮しないように変更することは、スペクトル管理 SWG にて合意されることが前提である。

FBM をクラス B として扱うのは、Annex.A(OL)の事後対策の関連とダブルスペクトルだけについて合意しています。

JJ100.01 としてクラス B に移すかどうかは、クラスデグレードをする場合の原則を確立できるかどうか依存すると思います。原則が確立できなければ、上記の 2 例だけに適用される特例として扱うのが適切だと考えています。

### 【弊社の考え方】

Annex.C(FBM)をクラス B とすることは、合意書の 4 - 2 - 項「AnnexC(FBM)はクラス B とするが、今まで守られる方式であったことから、既存、増設に関わらず、同等とする。」に明記されており、1 事業者の勝手な解釈でそれを覆すことはできない。

また、デグレードの原則としては「DSL スペクトル管理の基本的要件」3 - 3 - (2) - 項を TTC でも採用することを提案する。(別寄書参照)

### 3 . Annex A ( OL ) のクラス分け

#### 【イーアクセス殿の考え方】

距離制限のあるシステムは、「DSL スペクトル管理の基本的要件」では、クラスA'として規定されているため、標準中においては、クラスAとクラスA'の間で整合性をとった規定が行われることが必要。

#### 【弊社の考え方】

AOL は「DSL スペクトル管理の基本的要件」及び事業者間合意書で明確にクラスAに分類されている。クラスA'は利用制限有りのクラスだが、AOL は事後対策の距離条件を持つだけで利用制限は受けていない。

### 4 . AOL 事後対策の内容説明

#### 【イーアクセス殿の考え方】

事後対策（収容替え又それに伴う調査）についても、文書化される必要がある。

また、NTT 東西の接続約款への記載も必要なため、費用負担者もふくめて広く公開し、DSL 事業者間で不公平が発生しないように、ユニバーサルなルールとすべきである。

#### 【弊社の考え方】

事後対策の距離と相手方式については TTC 標準上に明記するが、費用負担の内容については該当事業者間の交渉内容であり公開する必要は無い。5 事業者以外であっても事後対策の必要な方式を使用している事業者には別途開示する。

## 5 . AOL 導入制限の内容説明

### 【イーアクセス殿の考え方】

特に事後対策が必要となる AnnexA (OL) については、導入制限を行うことについても条件とすることでクラスAへの分類が合意された。

事後措置は事業者間毎に運用も異なり、事業者間合意に依存するが、導入制限による干渉の低減は全 ADSL 方式に対するものなので、標準に明記され、かつ約款に反映される必要がある。

### 【弊社の考え方】

導入制限の具体的な内容については該当事業者の営業計画に関わる内容であり、事後対策の対象となる事業者間でのみ共有すれば良いため公開する必要は無い。5 事業者以外であっても事後対策の必要な方式を使用している事業者には別途開示する。

4 項、5 項については事業者間協議に参加した 5 事業者合意の上で TTC での開示内容を決定したものと理解している。

- 以上 -

連絡先：ソフトバンク BB(株)  
入部 良也  
TEL:03-5651-2290  
FAX:03-5641-3398